

# ＼ 経営者保証いりません ！／ スタートアップ創出促進保証制度

経営者保証なしで融資を受けられる新制度はじめました！

身に着けたノウハウを生かして独立したい。  
運転資金を借りたいけど、連帯保証人になるのは不安だな・・・

フランチャイズオーナーとして開業したい。  
初期費用を借りたいけど、連帯保証は必要なのかな？

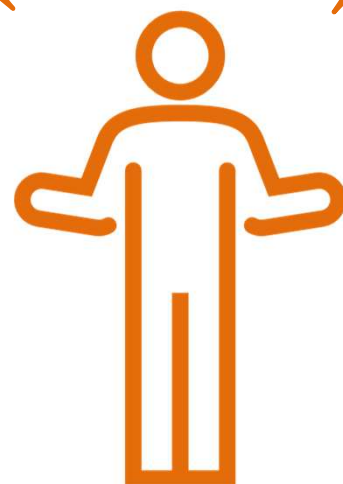
事業を法人化したい。  
連帯保証人にならずに融資を受けられないかな？

このような悩みをお持ちの方  
スタートアップ創出促進保証  
(信用保証制度)  
の利用をご検討ください

スタートアップだけでなく、  
創業全般に  
ご利用いただけます

本制度を活用した県制度  
「起業家支援融資」によるお申込も可能  
(金利や信用保証料においてメリットがあります！)

制度詳細は裏面をご確認ください



# スタートアップ創出促進保証制度の概要

保証限度額	3,500万円	保証割合	100%保証
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	原則均等分割返済	保証期間	10年以内 (据置期間1年又は3年以内)
担保	不要	保証人	不要
融資利率	金融機関所定利率 ⇒起業家支援融資をご利用の場合、 <b>1.2%~1.5%</b>	保証料率	1.1% (創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せ) ⇒起業家支援融資をご利用の場合、 <b>0.65%</b>
添付書類	創業計画書 (スタートアップ創出促進保証制度用)		

## 本制度をご利用いただける方

### 創業後5年未満の法人

- 事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である
- 分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である
- 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である

## ※次のいずれかに該当する方

### 創業を予定されている方

- 事業を営んでいない個人で、2か月以内に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある
- 分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

## ガバナンス体制の確認



本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(写)を金融機関に提出してください。

## 詳細な制度概要はこちら



(中小企業庁ホームページ)

詳しくは、金融機関または最寄りの信用保証協会までお問い合わせください



山梨県信用保証協会

本店：TEL0120-970-260  
富士吉田支店：TEL0555-22-0992  
<https://cgc-yamanashi.or.jp>



2023年8月発行